

相模原市物品購入の入札制度の概要

令和8年4月1日～

区分	物 品			
契約方法	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令	地方自治法第234条第1項 又は 地方自治法施行令第167条第1項	契約規則第26条第1項第2項	契約規則第27条第1項第3号
対象金額 (予定価格)	4,000万円以上	300万円以上 4,000万円未満	20万円超 300万円未満	20万円以下
入札の種類	指名競争入札 ^{※2}		随意契約 (見積合わせ)	特命随契 (一者随契)
	政府調達協定案件 ^{※1} (WTO)	条件付一般競争入札 (電子入札の対象となる下記の41営業種目)		
公告日又は通知日	<ul style="list-style-type: none"> ●WTO・一般競争入札案件は、原則、月曜日に公告(市ホームページ) ●指名競争入札・見積合わせ案件は、原則、水曜日に通知(祝日等で変更になる場合あり) 			随 時
入札方法 ^{※3}	【紙による入札又は見積合わせ(下記以外)】			/
	【電子入札システムによる入札又は見積合わせ】 次の41の営業種目 情報処理用機器材、事務機器、什器、文房具・事務用品、紙、自動車、運動用品、家庭用電気機器、産業用薬品、百貨店、教材・教具、視聴覚機器、計測機器(医療用を除く。)、産業用電器機器資材、冷暖房機器、写真機器材、医療機器、理化学機器類、寝具、縫製品、帽子、製靴、皮革、装飾・繊維、標章類、通信機器、消防防災用品、医療用薬品衛生材料、記念品・贈答品、福祉・介護機器、工用材料等、複写、オフセット印刷、軽印刷、端物印刷、フォーム印刷、特殊印刷、機械工具、金物雑貨、業務用厨房機器類その他の物品(ただし、電力の供給に限る。)			
予定価格の公表	公表しない			
入札(見積)回数	2回			/
契約書の作成	予定価格が200万円を超える案件は、契約書が必要		予定価格が200万円以下は請書でも可	

※1 政府調達協定案件(WTO)は、電子入札システムにより執行します。

※2 専門性、高度な安全性等が必要となる案件は、指名競争入札で実施します。

※3 電子入札システムでの入札に適さない場合は、紙入札(見積合わせ)を執行します。